

大津弘報

昭和三十六年二月一日発行
毎月一回発行（通巻五五号）

発行人 大津町中央公民館
印刷所 吉良武夫
編集人 植村
印刷所 植村

大津弘報

十二月号 主要記事

大津町議会臨時会開催

国民年金法の改正

年末は滞納一掃月間です

固定資産税第四期分集合徴収

年末資金大々の貸出し

「歳末援け合い」の展開

結核は早期発見と早期治療が第一です

未登録犬がいます

シイタケの栽培を急ぎましょう

養豚大講習会の開催お知らせ

なたねバイロット地区の指定

児童の福音

明春四月入学の御父兄へ

等外玄米の政府買上げ決定

農業委員会選挙人名簿登載申請

冬の豚の管理について

合志助役退任

年末の印鑑証明は早目に

新年名刺交換簿受付

よい子の集り 引水子供会

橋本堅氏の特志

養老院の近況

養老院日記

第七回

大津町議会臨時会開催

第七回大津町議会臨時会は昭和三十六年十一月一日(水曜日)午前十時より招集され西本議長より会期日程

について諮り引続き本会議に坂本町長より提案理由の説明があり議案に対する質疑応答がくり返され全議案

を、慎重に審議の結果原案通り可決決定されました。

本会議に可決された主な議案は次の通り

議案第七十六号平川学校建物(講堂、特別教室の建築について)外六件でありました。

国民年金法の一部が改正になりました

死亡一時金がもらえる

六十才から年金がもらえるなど

先の臨時国会において、国民年金法の一部が改正されました。要点は下記の通りです。

一、任意加入者の範囲が広くなります。

現行法では退給法、厚生年金保険法、各種共済組合法等から老令(退職)年金、障害年金をもらったり、もらう資格がある人は絶対に入れない事になっておりましたが、改正によって現にそれらの被保険者組合員である者を除き、凡て任意加入出来る事になります。従つて低額恩給受給者や戦時加算制で恩給受給権者となる人も任意加入出来る事になります。

二、死亡一時金がもらえます。

現行法では死亡一時金制度がありませんが、三年以上保険料を納付しておれば、年数に応じて死亡一時金ももらへる事に改正されました。その額は五、〇〇〇円より最高五二、〇〇〇円となります。

三、五年早く、六十才から年金がもらえます。

今の法律では六十五才から老令年金がもらえる事になっておりましたが、早くもほしい希望の人(受給資格期間を満たしている人)は少し額は下りますが、六十才から受給出来る事に改正されました。

四、特別老令年金がもらえます。

現行法ですと保険料の免除を受けている場合か最低十年間は保険料を納めておかねば、拠出年金はもらえません

が、一年以上保険料を納めてあと長期間免除を受けておれば、六十五才から七十才まで納めた年数に応じて特別老令年金(有期年金)が支給され、七十才から補充的

五、養母子年金が新設されます。

現在の母子年金は母が子を養っている場合に限りですが、今度は祖母を孫を、姉が弟妹をいつた所謂母子家庭と同じ様な状態(養母子状態)の場合も年金が支給される事に改正になりました。

六、二十才以上の障害者が併合認定されます。

二十才に達する前、或は制度発足の三十六年四月一日以前の身体障害程度とそれ以後の身体障害と合せて法の定める障害程度に合致すれば障害年金が支給されます。

七、未支給年金が遺族に支払われます。

現在福祉年金を受けることが出来る方は一月、五月、九月に四ヶ月分づつ繰り上げてもらわれていますが、その支給日前に本人が死ねば例えまだ受取っていない年金(これを未支給年金といいます)があつても、母子年金をもらえる様になる人を除いて、その他の遺族にはいつさえ

支払われない事になつています。

つまり、一月に支給を受けたあと、五月の支給月を前にして四月に本入が死亡すると二月、三月、四月分の未支給年金はもらえない事になつてしまふ。

而し今度配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹などに支給されることとなります。

八、國民年金印紙でも割引された有利な前納が出来ます。

現在でも、何年分、或は六十歳までの全被保険者期間分の保険料をまとめて納める前納制度がありますが、この場合保険料は割引されて大変有利なのですが、たゞ一ツ現金が納めねばならないので手紙の面紙と云う欠点があります。そこで欠点を補うために印紙による前納方式が決定されました。この方式でも勿論現金前納と同じ様に割引されますが、実際の方法としては現在の一〇〇円、一五〇円印紙の外に一〇円と二〇〇円の印紙が出来ますので、割引額に応じて印紙を組合せて手帳に貼る事になります。割引額については十一月の私報に掲載致しましたので参考に下さい。

九、公的年金間の通算調整制度ができて通算老令年金がもらえます。

公的年金制度には國民年金法の外に厚生年金保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組

合法、私立学校教職員組合法、公共企業体職員共済組合法、農林漁業体職員共済組合法に基づき各制度がありますが、現在ではこれらの制度だけで二十年なり二十五年つとめていないと老令年金がもらえない事になつてしまふ。つまり各制度間に何のつなぎもない為に駈々と移動すると年をとつても年金がもらえない不都合があります。そこでこの不都合をなくする為に出来たのが通算制度です。どの様な場合に支給されるかと言いますと、國民年金を中心として考へた場合、國民年金では保険料一年以上納付済期間が通算されますので一年以上ある人、

- (1) 各制度の加入期間を合算した期間が二十五年以上であること。
 - (2) 通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、その期間と國民年金の保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。
 - (3) 國民年金以外のいわゆる被用者年金の通算対象期間を合算した期間が二十年以上であること。
 - (4) 他の制度(これには恩給などが含まれる)から本来の老令年金(退職)を受ける事が出来るか、その資格期間を満たしていること。
- の何れかに該当する人に支給されます。
- 以上要点のみ掲載致しました。
- (國民年金條)



年末は滞納一掃月間です

税金を納めて楽しい正月を迎えましょう

こゝ数年來一部に於ては冷害、病虫害等の被害もありましたけれども、比較的豊年に近い年が続きましたが本年も心配された数多くの嵐風も幸に大した被害もなく農家では豊作の中に益々師走を迎え、供米、麦作り等はたまたま前店街に於ては歳末大売出し等々萬事に御多忙の事と存じます。

扱て町税の納入については今更とや角申し上げる迄もなく、当町が全面的にも県下に於て現在より更に優秀な町として発展し又全町民が更に一歩福利を増進する為には先づ第一に納税成績の向上より外ありません。近年県下は勿論、全国の各市町村共此の納税率(%)引上

完納で町は明かるく伸びて行く

には特に力を注いでいる模様でありまして、本年三月末現在の県下に於ける当町の位置は、七城、瀧水、南関、阿蘇、小国等の後塵を掃ひ八七%で三十三位ありました。百参ヶ市町村の中で半分よりも遙か上位にありますので気分が大分安らぎはしました。その後何處の町村も懸命に急追して居りますので安心は出来ません。

当町は特に三年前頃から、皆様の納税に対する、御理解と御効力に依りまして十二月末日現在の納税成績は32年57%、33年66%、34年65%、35年74%と年々上昇線を画して居ります。本年は十二月末に於て既に50%の納税率を示しておりますので此の歩調で行きますならば本年度

は必ずや立派な成績を挙げ陛下でも上位に達する事が出来ると思ひます。

就いては当町では年末に一挙に納税成績の大勢を決すべく十二月を納税一掃月間と定め税務局を総動員致しまして臨戸徴収に当りますので、此の際に滞納分は勿論で

ありますが、出来得れば本年度の全部の税金、即ち町税四期迄保険税五期迄の税金を今年中に済まされる様御奨め致します。あなたが納める税金が直ちに%を押し上げる事になりますので何卒完納に御協力下さる事を切にお願ひ致します。

特賞 現金十万円と 一本

豪華電化製品三十万円

特賞予備番号 五千元 三本

壹等 現金五万円と 一本

テレビ一台

弍等 電気洗濯機 五十本

抽せん日 香月式拾日 (内二台は大津町で必ず当せんしませ)

(於商工会 県連合会 熊日紙上発表)

12月31日 まで
品景会商工合連県

大津町大売出し抽籤券で
2度抽せんのお楽しみ

大津町歳末大売出し

付品景二重豪華
進呈券補助券毎100円 抽籤券毎200円お買上

12月1日 より
品景会商工合連大津町

金賞 テレビ(十四吋) 一本

ナショナル 予備番号 千円

銀賞 電気掃除機 二本

ナショナル 予備番号 五百円

銅賞 新参社詣りご招待三〇〇名様

抽せん日 一月二十一日午後一時 於大津町役場広場
発表引換 一月三十一日まで (大津町商工会事務所)

主催 大津町商工会
大津専門店会

お知らせ!!

定休日変更・十二月に限り第三日(十七日)は平常通り営業いたします!!
専門店会とのシール抽せん会は十二月は行いません・一月のお正月抽せん会を御期待下さい
番号を指します。切角当選しても申出でがない時に備えて予め別に番号を作つて置きますので

固定資産税第四期分集合徴収

十二月は左記の通り集合徴収を行います

内 牧	12月22日 午前
外 牧	12月22日 午後
野 野	12月22日
鳥子川	12月25日
岩 坂	12月22日
瀬 田	12月22日 午前
大 林	12月22日
吹 田	12月22日 午後
森	12月25日
陣 内	〃
中 島	〃
上 町	〃
下 町	〃
高尾野	〃
平 川	〃
真 木	12月23日
杉 水	〃
小 林	〃
上 中	〃
下 中	〃
久保田	12月25日
中 尾	〃

年末資金を大々的に貸出し



大津信用協同組合に
於ては本年度末資金
の特別貸出しの申込を

の御支援と御協力を御願ひ致します。

「歳末援け合い」の展開

年末年始を暖かく迎えて
いたゞきましょう

去る十月廿一日より受付を始め三十一日を以て締切り日町の商工会に於ても組合と同時に希望者を取まとめた結果、締切当日迄に件数一一五件、金額九百七拾万円の申込があつたので、十月三十一日午後四時より理事会を開き審議の結果、件数九十八件、金額八百五拾参万円を決定し、十一月一日より貸出しを始め六日迄に殆ど貸出しを終了した様な次第で之の資金は年末資金として熊本県より四百五拾万円、又大津町より参百万円の予託があり、合せて七百五拾万円、之に組合の手持金を壹百参万円を合せ合計八百五拾参万円を貸出し、皆さんの年末資金として相当役立つものと考えて居ります。

尚組合に於ては右の特別貸出しに限らず年末には特に資金の必要なるものと思ひ或る程度の資金も用意し皆様の御役に立ち度い考えで居りますので此の上も一層

本年度共同募金については格別のご協力を賜わり、期日内に完納することが出来、あつく御礼申し上げます。

今年も恒例により各地区毎に歳末援け合い運動を展開し、困窮家庭に暖かく年末年始を迎えていただくよう、皆さま方のご理解あるご協力を心からお願ひ申し上げます。各地区毎に集められました金品は、そのままその地区の困窮家庭に配分せられることになつて居ります。この運動については特に婦人会、民生委員の一体的な連携活動を願ひ申し上げます。

大津町社会福祉協議会

納税は日掛け月掛け心掛け



結核は早期発見と 早期治療が第一です

昭和三十六年度一般住民の結核健診を左記日程により行うことになりました。
結核は今では早期に治療すれば完全に治る病気です。早期発見、早期治療こそ、本人にとつても、家族にとつても、又地域住民の爲にも最も大切なことです。
洩れなく検診を受けるように致しましょう。
三十六年度一般住民結核健診部落日程

(移動レントゲン車)

区	実施場所	日	時
岩坂	農協倉庫前	十二月十一日	10時～16時迄
島子川	区長方倉庫前	十二月十二日	10時～12時迄
森	公民館前	〃	13時～16時迄
錦野	上揚農協倉庫前	十二月十三日	10時～12時迄
外牧	桐原商店前	〃	13時～16時迄
内牧	ボンツ倉庫前	十二月十四日	10時～12時迄
瀬田	馬頭観音前	〃	13時～16時迄

吹田	農協	十二月十五日	10時～12時迄
大林	宝満神社裏	〃	13時～16時迄
宮本	農協	十二月十八日	10時～12時迄
多々良	ボンツ倉庫前	〃	13時～14時迄
飯米	飯宿公民館前	〃	14時～16時迄
真木	本商店前	十二月十九日	10時～15時迄
古城	〃	〃	15時～16時迄
上猿渡	公民館前	十二月二十日	9時30～10時30迄
下猿渡	宇野俊次方	〃	11時～12時迄
御所原	公民館前	〃	13時～14時迄
馬場	平川小学校	〃	14時30～16時迄
中島	社前	十二月二十一日	10時～12時迄
灰塚	今村又喜方	〃	13時～15時迄

未登録犬がいます

早く登録手続きをして下さい

(十一月二十日現在)

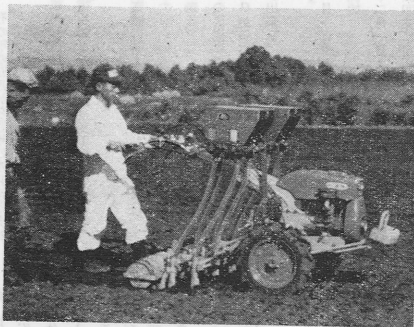
小学校区別	飼犬推定数	登録済数	未登録数
護国小学校区	四三	三六	七
矢子川	四九	四三	六
真誠	二二	一八	四
平川	三六	三五	一
瀬田	四三	三三	一〇
錦野	四五	四五	〇
岩坂	二五	二五	〇
陣内	二八	一〇四	二四
高尾野	三一	二三	八
大津	三〇	二八九	三二
計	七四二	六五一	九一

※ お知らせ

- 未登録犬又は未注射犬の中、自宅にて狂犬病予防注射を実施したい方は役場(衛生係)にて手続きを済ませその旨届けられますと家畜センターから出張して参ります。
但し、往診料一五〇円徴収されますので御承知下さい。
- 昨年の大津弘報でお知らせしました通り飼い犬の放し飼いは異例で禁ぜられていますので御注意下さい。
近月中に未登録犬の徹底的捕獲が実施されるそうです。すから愛犬の方は早目に役場(衛生係)に届出、手続きをすまして下さい。
- 未登録犬は勿論、登録犬の放し飼い等によつて他人に迷惑をかけるないように致しましょう。
- 十一月号旬訂正について
五ページ乳児男子の部、上野とあるは、宇野の誤りにつき訂正します。

税金はその都度納める心がけ

なたねパイロット地区を指定



麦作転換の一環事業として、熊本県なたね改善対策実施要領に基き、なたねパイロット地区として杉木下を指定を受けて、生産技術、改善技術の展示および普及をなし、なたね増産を図る目的に依り本年度より3年継続して実施する事になりました。

尚なたねパイロット事業に供用する農機具、施肥播種機の実演講習会を至る11月20日現地にて実施した。

(写真はなたねの種子まき機械です)

シイタケの栽培を急ぎましょう

原木はいまが準備期です

一、原木(平茸)

イ 原木の種類 エノキ、クワ、ムク、ケヤキ、カキ
モミ、タブ、其の他特にエノキ、ムクの如き樹皮の
強靱なる樹木であればよい。

ロ 樹令及太さは問わない。

二、接種(打芯)

長さ二尺以内玉切り土中に約五寸程度埋め込むの
で約一尺五寸を表面に出すので表面に推草打込要領で
穴をあけ種菌を押し込みかく庄をる。

三、場所

原木(樺木)の立込は宅地の周辺竹林畑の隅などと
こでも良いが理想としては六邊四乾で要園葡萄園の下
に原木を並べ立体生産する事も出来る。

間株は一尺程度で多量生産に於ては通路も必要とな
る立込を終つたら一〇程程度の切藪を柵木の上に五種
厚さにおき日光の直射をさける、直射日光の処では必

ず悪影響をす。

以上の事を説明致しましたが取極其の他について名略
しますので詳しくは役場林務係にお尋ね下さい。

尚十二月中旬頃引水現場に於て推草、平茸の栽培講習
会を実施する予定ですので申込みの程連絡致します。

経済課林務係

養豚大講習会

開催のお知らせ

一、日時 昭和三十六年十二月十日(日曜日)午前九
時三十分より終日

二、場所 大津小学校講堂

三、講師 農林省九州農試 技官 栗原 武先生

熊本県種畜場主任技師 穴井 昭三先生

四、講演要旨

栗原武先生によりオキスト作成配付の予定



児童の福音

児童扶養手当法が制定されました

御承知の通り昭和34年11月より無拠出の福祉年金制度が発足し、母子家庭のお母さま方へ福祉年金が支給されておりますが、生別世帯或は満二五才以上の子と生計を同じくする時は、支給出来なかつたのでありますが、児童扶養手当法の制定により、支給権が広げられ、児童の心身の健全な成長に寄与する事を趣旨として支給されるようになりました。次に要綱を記しますのでよく読まれて受給資格者は直に請求申請される機お知らせ致します。

記

一、法制定の目的

母子家庭が置かれていた経済的、社会的状況に鑑み、生別、即ち父と生計を異にしている児童を、監護してある母等に対し児童扶養手当を支給する事により児童の福祉を図る事を目的とし尙此の手当は児童の心身の健全な成長に寄与する事を趣旨として支給されるものであり、受給者はその趣旨に従つて用いなければならぬ。

一、児童の定義

義務教育終了前(満十五才に達した日の属する学年の末日以前をい)、同日以後引続き中学校、盲・聾学校、若しくは、養護学校の中学部に在学する場合にはその在学期間を含む)の者を云ふ。

一、支給要件

1. 次の各号の何れかに該当する児童の母が、その児童を監護する時、又は母がないか、若しくは母が監護しない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育するときはその母又はその養育者に対し支給する。

イ、父母が婚姻を解消した児童

ロ、父が死亡した児童

ハ、父が別表に定める程度の療疾の状態にある児童

ニ、父の生死が明らかでない児童

ホ、その他前各号に準ずる状態にある児童

2. 前項の規定にかゝらず手当は、児童が次の各号の何れかに該当する時は支給しない。

イ、日本国民でない場合

ロ、日本国内に住するを有しないとき

ハ、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受ける事が出来るとき、但しその金額につきその支給が停止されているときを除く。

ニ、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

ホ、児童福祉法に規定する里親に委託されてあるとき。

ハ、父と生計を同じくしてあるとき、但しその者が別表に定める療疾の状態にある時を除く。

ト、母の配偶者に養育されているとき。

一、手当額

月を単位して支給するものとし、その額は児童一人の場合、月八〇〇円二人の場合は一、二〇〇円、三人以上の場合は、一、二〇〇円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき月二〇〇円を加算支給する。

一、支給期間及び支払期

イ、請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終る。

ロ、手当は毎年一月、五月、及び九月の三期にそれぞれの前月迄の額を支払ふ。

一、手当額の改定

イ、受給してある者につき新たに監護し又は養育する児童があるに至つた場合の手当の額の改定はその者が認定の請求をした日の属する月の翌月より行う。

ロ、受給してある者につき、児童の数が減じた場合における手当額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

一、支給の制限

イ、支給要件に該当する者が、前年に於て十三万円(支

給要件に該当する者が前年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とす。を越える所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月迄は支給しない。

ロ、支給要件に該当した母、又は養育者の扶養義務者が前年に於て所得税がある場合は支給しない。

一、不服の申立

イ、知事の認定支給に関する処分不服のある者は、その処分があつた日から六十日以内に知事に異議の申立をする事が出来る。

ロ、前項の知事の決定に対して尚不服のある者は、その決定があつた日から六十日以内に厚生大臣に審査の請求をする事が出来る。

一、施行期日

昭和三七年一月一日より施行

二、事務受付開始

昭和三十六年十二月一日より認定請求の申請書受付開始
一、支給要件法四条に定める別表癩疾の父とは次に掲げるものを云ふ

1. 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
2. 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上もの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上欠くもの
8. 体幹の機能に座つてゐる事が出来ない程度又は立ち上る事が出来ない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働する事を不能ならしめ、かつ常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10. 精神病にて労働する事を不能ならしめ、かつ常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11. 傷病が治らないで身体の機能又は、精神に、労働す

小さな税にも大きな使命

る事を不能ならしめ、かつ長期にわたる高度の安静と常時の監視又は、介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて厚生大臣が定めるもの

註 以上児童扶養手当法の要点を抜粋して説明致しましたが、本制度の実施に当つては、公的年金を受給してゐなくて児童を扶養してゐる人はその原因の如何を問はず父と生計を同じくしない(但し父が癩疾の場合を含む)全ての児童を対象としておりますので認定請求の申請をして下さい。

尚本件につき、お尋ねの方は厚生課厚生係へお出で下さい。

厚生係

明春四月入学の御父兄へ

十二月は翌年四月小学校に新入学する子供の名簿を作成しますが毎年の事ですが転入、転出、未届の結果入学手続や学校からの通知に支障を起しますので転入届、転出届共に速かに町役場の係に届出でて子供さんの入学が順調に出来るようお願いします。

等外玄米の政府

買上げが決定しました

政令第三条の規定に依り事前売り渡し数量を政府買入数量と定め十一月十五日付で指示致しましたので、昭和三十七年二月二十八日まで政府に売り渡し願います。尚全国的な被害に伴い低品位米の多量発生の実態に鑑み下記等外上玄米及び規格外玄米を事前売り渡し申込による政府買入れの対象として指定されることになりましたので御承知願ひます。

記

- 一、等外上玄米
- 二、水分過多乙種規格外玄米
- 三、胴割米混入甲規格外玄米
- 四、発芽粒及びヤケ米混入甲規格外玄米
- 五、乳白粒混入甲規格外玄米



—小径木にまで被害—

森林所有者の一致協力

松くい虫の完全駆除につとめよう

戦後松くい虫の蔓延に伴い、近江小径木にまで被害を及ぼし拡大しつつあります。松の今后育林に与へる影響も憂慮されるに至り、森林所有者の御協力を切にお願い致します。

松くい虫は七種類の害虫で何れも幹と皮の間に棲生し樹幹を穴し養分の経路を切断して、枯死させるもので之が撲滅には被害木の早期発見と伐倒、脱皮、焼却（イ）役根の土表面まで脱皮、焼却を含む）又は殺虫剤（丁七、五乳剤）による駆除によつて完全撲滅が出来るのであります。之は全国に蔓延し、圃の補助まで出して撲滅に努め昭和二十七年、八年頃の被害を最高に、その後、他地区では年々減少しつつあります。当地区では幾分平行状態です、この駆除に完全に枯死した後では成虫となつて飛散し附近一帯の松に蔓延しますので、之が駆除効果も余りありません。従つて早期発見による駆除によつて百パーセントの効果となりますので森林所有者の御良識によつて自己森林の損失のみでなく、他人の多くの森林に逸速感のかゝることすなから一致協力して被害木発見された

農業委員会委員 選挙人名簿登録申請

農業委員会法施行令第三条の規定により毎年十二月一日現在をもつて農業委員会委員の選挙名簿を調査せねばなりませんので、さきに区長、組長を通して配布した申請用紙に左記事項熟読の上、所要事項を記入し十二月五日まで忘れずに区長、組長方へ届け下さい。

区長、組長の方は恐縮ですが取纏め農業委員会事務局へ提出して下さい。

左記

一、登載申告者は

イ、一反歩以上の（田畑の計）農地の耕作者、又その同居の親族又は配偶者

ロ、昭和十七年三月六日までに生れた者で耕作従事日数年間おおよむね六十日以上のある者

ハ、世帯主との続柄を必ず記入すること

農業委員会事務局

時は相互所有者に通知御連絡され所有者もれなく被害を役場又は森林組合まで届出られるようお願い致します。

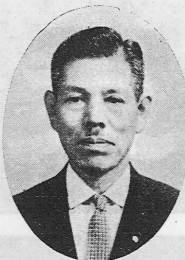
大津町は栗知事の命令地区で九月及び十二月の二回命令が出ますのでこの期間に駆除なされた時は損失補償金が交付されることになっております。この期間経過後、係員が駆除検査に行きますので念のため申添ます。

栗菊池事務所大津駐在技師 作野 長久

冬の豚の管理について (4)

- (1) 防寒設備をすること
箱わらや表わらを使つて、すきま風のはいらぬ様に防寒設備をすること粉雪の降りこむ豚舎ではせざる「エサ」も寒さ防ぎに保たれて血や骨、肉にはならず非常に不経済な飼ひ方になります。
- (2) 運動と日光浴を実施する
冬になると、とかく節居にとじこめがちです。暖かい日はつとめて野外に出して、日光浴と運動をさせること。
- (3) 感冒や子ブタの下痢に注意すること。
寒さのために子ブタは感冒にかかりやすくまた夜の腹冷えから下痢を起すことがあります。乾燥した暖かい敷草やわらの中で安眠熟睡させるようにすること。
- (4) どんぶんかすの購入をする
どんぶんかすは非常に安い養豚飼料です。明春の二月三月になると価格も高くなりますので、貯蔵の場所等があれば大量に買いこんでおくのが経済的です。又給食にあたつては過給してアブラブタにしないよう注意すること。
- (5) 子防注射をすること
本月は豚コレラの第二回目の子防注射の時期です。他人に迷惑をかける様必ず行うこと。発病して泣くより笑つて子防注射をませう。
- (6) 本年度の計画をたてること
本年度の経営を反省し、よかつたところは更に来年延長して実施し、統計を取つて検討を加え、悪いところは改良してやるなど新しい年の計画を冬の夜の長いを利用してたてることが、より一層の進歩となります。

合志助役退任



新大津町
誕生の昭
和三十一
年九月十
二日助役
に、就任
した合志

武一氏は同三十六年十月三十一日付で退任されました。

氏は旧制盛岡高等農林学校卒業後各県の課長等を歴任、戦時中は南方派遣司政官として活躍、大津町助役、就任後は新町発足の弊害の中によく坂本町長をたすけ町政発展のために尽力、昭和三十三年四月一日より同三十五年六月九日まで経済課長も兼務し大津町の産業発展に努めた功績は偉大なものがあり今回の退任は各方面から惜しまれています。

なお同氏は助役退任と同時に今回新たに発足した大津酪農々業協同組合長に、就任しました。

橋本堅氏の特志

一金 壹 万円 也

右は故橋本佐多様のお香典返しとして御会息橋本堅氏より町社会福祉事業に寄贈されました。

昭和三十六年十一月二十二日

大津町社会福祉協議会

新年名刺交換簿受付

十二月十五日まで

新生活運動の一環として新年の迎礼を廃止し家族そろって楽しい正月を過ごしていたくために町では本年も「名刺交換簿」を受け付けることになりました。

申込み要領は次の通りです

申込み切 十二月十五日

住所、氏名（役職勤務先）記入の上五拾円添えてお申し込み下さい。

申込先 大津町中央公民館・大津町役場総務課

年末の印鑑証明は

どうぞ早目に

年末ともなり印鑑証明の需用が一段と増加して参ります。
今年には印鑑事務も他の事務と同様御用納めの二十八日迄とし、二十九日以降は取扱いませんので、年末どうしても必要の方はそれ迄に請求下さい。



よい子の集り

引水子供会

外には冷たい古栝が吹いて居ります。大人は炉側で談笑して居ります。

お父さん、お母さん火の用心

マツチ一本火事のもと、カチ〜

どこからか子供達の元気な声が聞えて来ます子供会の皆さん本当に御苦労さん。

日曜日には公民館神社、道路等が子供会員の手により自主的に清掃されて居ります。

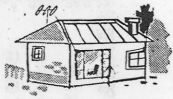
部落の入口には「村を美しくさせよう」「村を明るくしましょう」等が子供達の手で描れ部落民に呼びかけて居ります。

竹筒には秋の花が差入れられ道行通う人々に喜ばれて居ります。

子供会の皆さん本当に有難う

瀧川児童委員





養老院の近況

衛生管理には特に注意しています

昭和三十五年四月一日の創立以来の入所者は六十八名ですが、途中不幸にして老衰及び病衰のため死亡された方が十名 男六名女四名 転出者四名で現在は五十四名です。

これら老人の前途に健康にして暮らすべき日を送つて、いただくため毎週一回は嘱託医の健康診断を行い、健康相談及び血圧測定は勿論、便所の清掃、炊事場、洗面所の清潔などに充分の注意を払い又適当な機会を見ては特に健康上の指示も行つていきます。現在は病者を静養室に五名収容し特別の治療、処置を行つていきます。其の他の老人は各自至るまで普通の生活を致しています。然し中には高血圧、神経痛、喘息など軽度の所謂老人病の方が十二、三名はあり注意しながら常に嘱託医の指示を受けつゝ、対症療法を行い毎日を送つていきます。

一方軽度の運動は健康上必要なことでありますので大體週二回は院内の清掃、庭の草取り等も致しており季節<の草化もきれいに刈り取らせて楽しんでいきます。又如何に健康に注意していても老令のことであり病氣にかかり易いので軽度の場合も当院内で治療し、重症の場合又は手術を要する場合はそつと専門の病院に入院させて充分の治療を致しています。何分にも老令の者はかりなので「転ばぬ先の杖」をモットーに治療より予防に充分注意を払ふ必要を痛感している次第です。

養老院日誌

- 九、二 上野幸太郎(菊陽村) 養老院へ
- 〃、二 信国角蔵 鹿本養老院より当院へ
- 〃、一五 「老人の日」のお祝及演奏
- 〃、〃 知事さんと那珂谷福祉協議会長さんから見舞金贈らる
- 〃、一七 錦野老人クラブ四〇名来院慰問金贈らる
- 〃、二〇 岩坂老人クラブ三〇名来院慰問品贈らる
- 九、二六 本田誠一さん(大津町) から週間誌多数贈らる
- 〃、二七 西村ツルエさん(大津町新村) から茄子、カボチャ等贈らる

- 〃、二八 南福徳さん(大津町慈) 煙草贈らる
- 一〇、六 糸水ナエさん(大津町新村) から味噌漬、ゴマ等贈らる
- 〃、七 代表大塚キミ子さん(大津中学校三ノ七) から折鶴一、五〇羽贈らる
- 〃、〃 西本町会議長さんから朝日グラフ贈らる
- 〃、一 高松政義さん(大塚町塘町) から神酒贈らる
- 〃、二二 大津高校白虎、紫龍代表桐原セイ子さん、船田和代さんから見舞金贈らる
- 〃、一四 齊藤キクネさん(大津町上大津) から草花多数贈らる
- 〃、一七 板垣妙泉さん(室大師) 幻灯及び法話多数贈らる
- 〃、一八 紫藤三平さん(大津町杉水) から物乾芋多数贈らる
- 〃、一九 木村栄一さん(大津小学校前) 天津羽衣座 中間奉祝院浪曲の慰問さる
- 〃、二三 田村文蔵さん(大津町慈) イチゴ苗多数贈らる
- 〃、二七 大津町役場職員組合からグラフ贈らる
- 〃、三〇 大津町高校修学旅行生徒さんから絵はがき贈らる
- 一一、一 園田チキさん(大津町慈) から枕びようぶ贈らる
- 〃、四 大津中学生徒さんから千羽鶴贈らる
- 〃、二二 西川千代満、藤間貴久満さん外十八人、慰問演奏及び慰問品贈らる
- 〃、一四 富永サス子さん外有志の方から木炭贈らる
- 〃、二〇 大津町役場職員組合から週間誌贈らる
- 〃、二八 松本常任監査員から週間誌贈らる
- 〃、二四 水原町婦人学級(代表久保田さん)の皆さんから衣類二十五点及び週間誌贈らる

老人をいたわり、愛する皆さんがたの御厚意に深くお礼申し上げます



大津弘報 昭和三十六年二月一日発行 毎月一回発行(通巻第五五五)